

サイバーポート進捗管理WG(港湾管理分野)

国土交通省港湾局
サイバーポート推進室
令和6年6月13日

- 1 サイバーポートの目的・全体像

- 2 サイバーポート(港湾管理分野)の概要

- 3 利用状況と今後の展望

- 4 今後の構築スケジュール

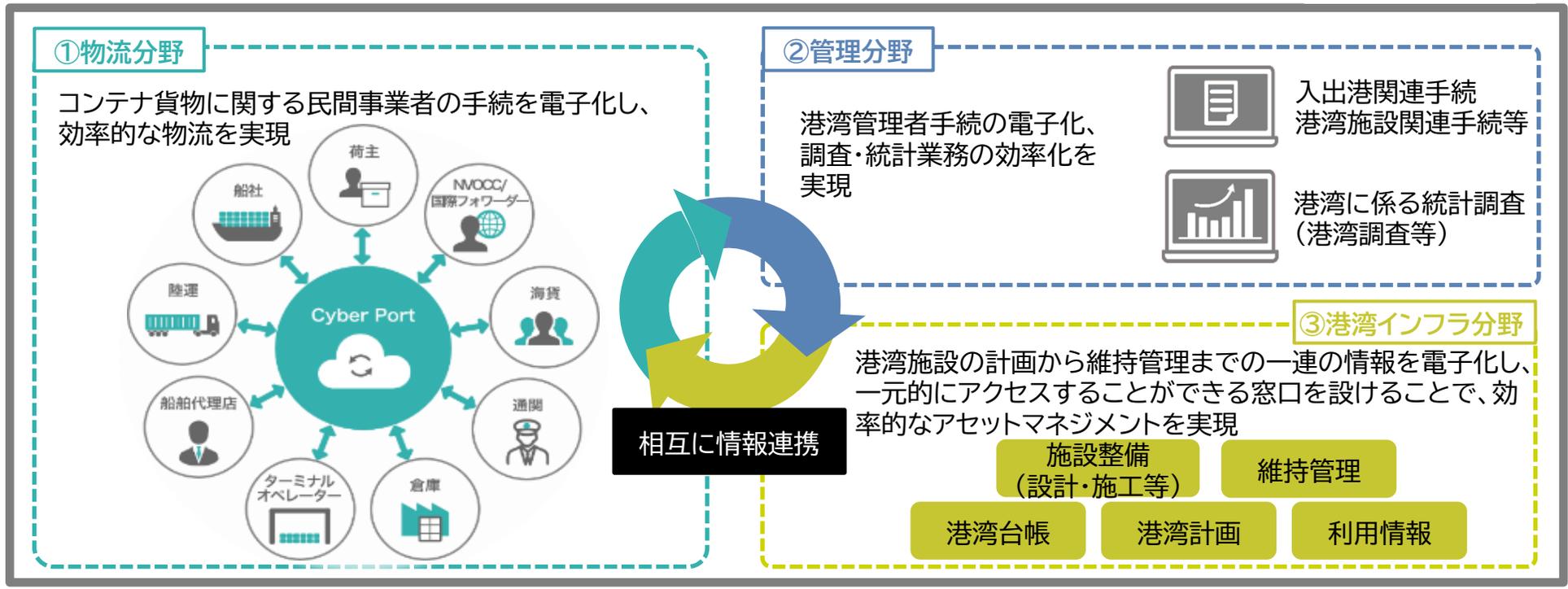
サイバーポートの導入目的

- 現状、紙、電話、メール等で行われている港湾関係者間のやり取りを電子化し、港湾を取り巻く様々な情報が相互に繋がる環境を構築し、港湾全体の生産性向上を図る。

サイバーポートの全体像

サイバーポートとは、下記の3分野の情報を一体的に取り扱うデータプラットフォームであり、相互のデータ連携を可能にする。

- ① **港湾物流分野**: 民間事業者間の港湾物流手続
- ② **港湾管理分野**: 港湾管理者の行政手続や調査・統計業務
- ③ **港湾インフラ分野**: 港湾の計画から維持管理までのインフラ情報



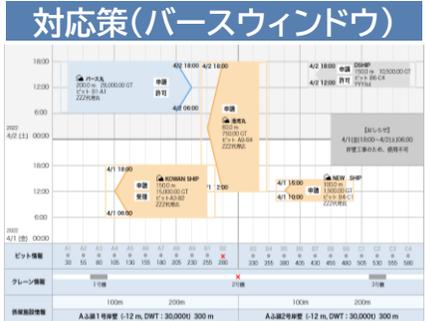
サイバーポート(港湾管理分野)の概要

- 港湾管理者に対する行政手続や調査・統計業務を電子化・効率化することで、港湾関係者の業務負荷を軽減するとともに、統計の正確性・迅速性向上やデータに基づく港湾政策立案を実現。

入出港関連手続:NACCS改修機能 (入出港届、係留施設使用許可申請)



課題
空き状況を電話確認
→電子化が進まない



事前調整を可視化し、電子申請を加速



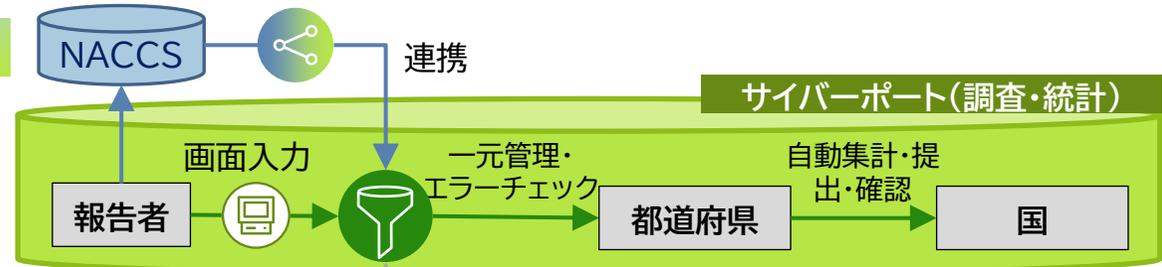
連携

調査・統計業務:サイバーポート(調査・統計) (港湾調査等)*

課題

- NACCSに入力した内容を港湾調査で再度入力【報告者】
- 調査票提出方法/様式が多岐に渡り、管理が困難【港湾管理者等】
- 調査票の確認や、集計作業・チェックが手間【港湾管理者等】

対応策



その他港湾管理者手続:サイバーポート(手続)構築 (港湾施設、港湾区域、臨港地区関連申請等)

- 課題**
- 手続の種類・様式・内容がバラバラ。
 - 電子化の受け皿となれるシステムがない。

対応策

- 手続の種類/内容の標準化
- 申請作業補助機能の提供
- 蓄積データの政策への活用
- システムで申請を一元管理



様々な様式で提出された調査票の一元管理

チェック・集計の自動化
データの利活用促進

NACCS連携や入力補助による報告の効率化

*全国輸出入コンテナ貨物流動調査等の一般統計も実装予定

- NACCS機能改善により実装したバースウィンドウ機能を使用することで、バース利用状況確認のための作業負担の軽減、連絡回数の低減が可能となることから、電子申請率の向上を図る。

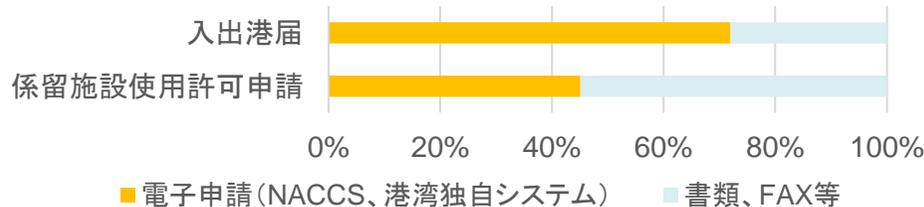
入出港関連手続の電子申請の現況

■業務の流れ

- 係留施設の空き状況を電話等で確認後、申請を実施
- 入港、シフト後に実績報告

事前調整 → 申請/許可 → 入港、シフト → 実績報告

■主な入出港関連手続の現状の電子化状況 (R4年度重要港湾以上を対象に調査)

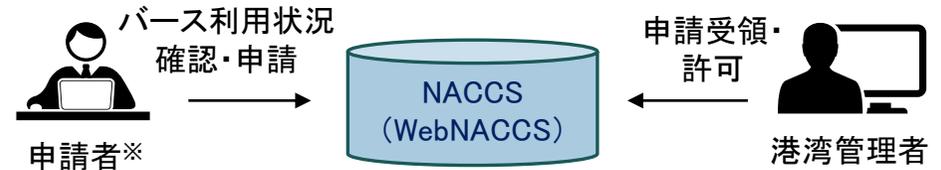


→NACCSはあるものの、各申請の電子申請率は低い状況

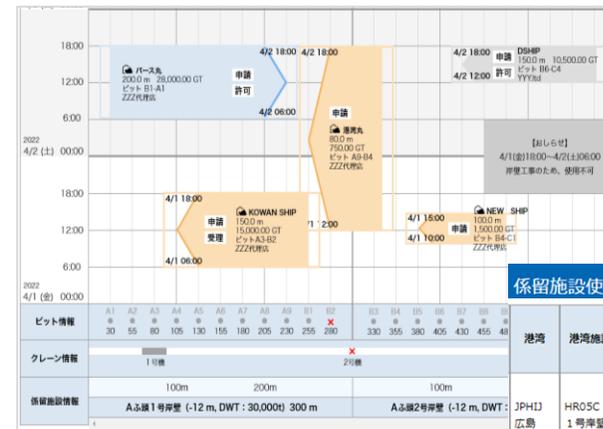
■現状の課題

- バースの空き状況確認等の事前調整業務を電話や対面で実施しており、確認に時間や手間がかかる。
- バース会議を毎日開催しており、開催準備等が必要。

NACCS機能改善により目指す姿



※WebNACCSでバースウィンドウを確認しながら、netNACCSから申請を行う、などの併用も可能



バースウィンドウイメージ図

- バースウィンドウ機能により、申請状況が可視化されオンラインでもバース調整が可能になる。
- NACCSで他申請者の申請状況を確認・調整が可能になる。

- 港湾管理者に関する手続のうち、港湾区域内の水域又は公共空地を占有する際の手続など、多くの手続が現行のNACCSの対象外となっており、紙による申請が行われている。
- 今般、NACCS対象外手続のうち、港湾法で定められている手続や港湾管理者の処理件数の多い手続についてシステム構築を図る。また、一部のNACCS対象手続についても本システムで機能構築を図る(下記◇印)。

サイバーポート(手続)が対象する手続一覧(令和6年現在)

区分	手続名称	主な申請者
港湾施設関連	港湾施設(共通)使用申請	港湾運送事業者
	荷役機械使用許可申請(◇)	港湾運送事業者
	コンテナ用電源使用許可申請(◇)	港湾運送事業者
	港湾施設(上屋・荷さばき地・野積場)使用許可申請(◇)	港湾運送事業者
	港湾施設行為申請	撮影、イベント業者
港湾区域関連	港湾区域内水域等の占有申請	エネルギー関係業者、占用水域背後地の所有者
	港湾区域内水域等の土砂採取に関する申請	建設業者
	水域施設等の建設・改良に関する申請	製造業者
	その他港湾区域内における工事等に関する申請	建設業者
臨港地区関連	臨港地区内行為届出書(工場・事業場以外用)	倉庫業者
	臨港地区内行為届出書(工場・事業場用)	倉庫業者
	臨港地区内行為変更届出書	倉庫業者
	臨港地区内における構築建設に関する届出	製造業者
後続手続	工事着手・しゅん工届	建設業者
	使用料・占用料減免(免除)申請	-
その他	その他港湾管理者手続 ^{※1}	-

※1 利用状況等を鑑みて、独自システム連携対象とするか判断

サイバーポート手続が目指す姿



電子化の推進、申請情報の一元管理

- **過去の申請情報を一元的に管理**するシステムを構築し、**全国の港湾における電子化受け皿**となる。



手続や申請項目の標準化

- 標準的な審査プロセスや様式、申請項目等を提供し、**全国での手続様式や申請項目の標準化**を図る。



利用者の利便性向上機能の提供

- 申請更新時期の事前通知機能
- 地図からの施設予約機能
- タブレット・スマートフォンからのアクセス可能など、各種便利機能を構築し、システム利用を促進。



蓄積データに基づくアセットマネジメントへの活用

- **蓄積された申請情報等を活用**して、施設の利用状況をデータ化。港湾インフラ分野とも連携し、港湾施設のアセットマネジメントに活用する。

- サイバーポート(調査・統計)を報告者が利用することで、調査票作成時のNACCSデータ連携機能や各種入力支援機能によって作業時間が軽減されると同時に、正確な情報が入力・誤記の減少も達成され、現状の港湾調査の課題が改善される。

NACCSデータ連携機能

入出港や税関手続で利用されたデータをシステム間連携することにより、正確性の高い情報が報告される



NACCSデータ連携機能で自動入力される入力項目数(コンテナ船)

各種入力支援機能

調査票の入力情報の事前登録や自動計算・自動変換をすることにより、誤記・表記ゆれを防ぎます。

- ①船名を入力すると他の船舶情報も自動入力



- ②着岸・離岸時間より係留時間を自動計算



- ③詳細な品名より港湾統計の品種へ自動変換



調査票情報の突合

サイバーポート(調査・統計)に全調査票が集まるため、調査票間の突合が可能となり、移出入の差異がどこで発生しているか把握が可能となります。

A港の報告者の調査票

B港の報告者の調査票

調査票を突合可能

- 令和5年、港湾調査について、総務大臣に対し下記の点に係る調査の変更を申請し、統計委員会の諮問(7月)及び答申(同年9月)を経て、変更承認を取得。

調査方法の変更①

- 令和6年(甲種港湾:令和6年1月分、乙種港湾:令和6年分)から、サイバーポートを用いたオンライン報告を追加

調査方法の変更②

- 報告者から調査票が郵送で提出されるケースが相当程度ある実態に合わせ、調査方法に「郵送調査」を追加

調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更

- 調査計画に調査票情報等の保存に関する記載を新設(サイバーポートにより、調査票情報等を一元的に永年保存)
- 集計表を収録した電磁的記録媒体の保存責任者の変更 (国土交通大臣→交通経済統計調査室長)

結果表の変更

- 令和4年分年報の結果公表から、仕向港・仕出港の内訳を表章しない港別・品種別の貨物量合計のみの表を「主要表」(○-1集計表)、従来の二港間の貨物流動量を表章した統計表を「詳細表」(○-2集計表)として区分

- サイバーポート(手続)の令和6年2月の運用開始にあたり、港湾法第48条の4第1項第1号に規定される電子情報処理組織へ新たにサイバーポート(手続)を位置付ける省令・告示改正等を実施。

港湾法施行規則の一部を改正する省令 ※抜粋

(電子情報処理組織を使用する申請等及び処分通知等)

第十五条の二 法第四十八条の四第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者に対して行われる通知(以下「申請等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四 (略)

十五 法第三十七条第一項の許可の申請

十六 法第三十八条の二第一項及び第四項の届出

十七 前各号に掲げるもののほか、港湾管理者が必要と認める申請等

2 法第四十八条の四第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者が行う通知(以下「処分通知等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四 (略)

十五 前項十五号に掲げる法第三十七条第一項の許可の申請に対する処分の通知

十六 前項十六号に掲げる法第三十八条の二第一項及び第四項の届出を受理した旨の通知

十七 前項第十七号に掲げる申請等に対する処分通知等

国土交通大臣の指定する電子計算機の一部を改正する告示

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十八条の四第六項第一号の規定に基づき、国土交通大臣の指定する電子計算機を次のように定める。

港湾法第四十八条の四第六項第一号の国土交通大臣の指定する電子計算機

国土交通大臣の指定する電子計算機は、次のとおりとする。

一 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機

二 国土交通省に設置される電子計算機

※別途使用料の額等を定める告示を制定

- 令和6年3月よりサイバーポート(港湾管理分野)のポータルサイトを運用開始し、ポータルサイト上で各システムの利用申請やログイン、操作マニュアルの確認等が可能。
- 今後、サイバーポート(港湾管理分野)の紹介動画等の情報を掲載予定。

調査・統計 利用申請ページ



調査・統計の利用申請

概要ページに記載の調査表を受け付ける港湾以外に報告されている方は、港湾管理者等にご相談の上で利用申請いただくようお願いいたします。組織内のユーザーの追加・削除、組織情報の変更は、3月26日以降、マスターユーザーがサイバーポート(調査・統計)にログイン後に設定から行うことができます。

[サイバーポート\(調査・統計\)利用申請フォーム【統計調査員】](#)

[サイバーポート\(調査・統計\)利用申請フォーム【報告者】](#)

[港湾管理トップ](#) > [サイバーポート\(調査・統計\)](#) > 利用申請

ポータルサイトの各種機能

■ 実装済機能

- サイバーポート(手続)/サイバーポート(調査・統計)の利用申請
- サイバーポート(手続)/サイバーポート(調査・統計)へのログイン
- 操作マニュアルなどの各種資料のダウンロード
- お問い合わせ

■ 令和6年度実装予定機能

- サイバーポート(港湾管理分野)のコンセプト動画
- サイバーポート(手続)/サイバーポート(調査・統計)のシステム操作動画

<https://kanri.cyber-port.mlit.>



- 甲種港湾121港でサイバーポート(調査・統計)を用いた調査票の提出、23港でNACCSのバースウィンドウ機能、11港でサイバーポート(手続)を用いた行政手続が可能。

NACCS改修機能

1月22日運用開始

バースウィンドウ機能が利用可能な港湾
(令和6年6月時点)

釧路港	苫小牧港	函館港	留萌港
新潟港	伏木富山港	魚津港	清水港
田子の浦港	御前崎港	名古屋港	三河港
衣浦港	常滑港	和歌山下津港	新宮港
境港	水島港	高松港	高知港
苅田港	細島港	那覇港	

- 全国23港※でバースウィンドウ機能が利用可能

※港によっては、一部バースのみ対象

サイバーポート(手続)

2月1日運用開始

サイバーポート(手続)を用いた行政手続が可能
な港湾(令和6年6月時点)

伏木富山港	清水港	田子の浦港	御前崎港
沼津港	高知港	苅田港	上天草港
細島港	宮崎港	油津港	

サイバーポート(調査・統計)

1月10日運用開始

サイバーポートを用いた調査票の提出ができる甲種港湾
(令和6年6月時点)

室蘭港	函館港	小樽港	釧路港	留萌港
稚内港	青森県内4港湾	仙台塩釜港	秋田県内3港湾	茨城県内2港湾
横須賀港	直江津港	柏崎港	姫川港	両津港
伏木富山港	七尾港	福井県内3港湾	静岡県内5港湾	三河港
吉津港	鶴殿港	尾鷲港	津松阪港	堺泉北港
大阪港	東播磨港	姫路港	尼崎西宮芦屋港	明石港
相生港	赤穂港	和歌山県内3港湾	鳥取県内2港湾	島根県内3港湾
岡山県内5港湾	広島県内9港湾	山口県内8港湾	徳島県内2港湾	香川県内6港湾
愛媛県内6港湾	高知県内3港湾	宇島港	苅田港	北九州港
佐賀県内2港湾	長崎県内9港湾	熊本県内4港湾	大分県内6港湾	宮崎県内3港湾
中城湾港	金武湾港	平良港		

- 甲種港湾166港のうち、121港でサイバーポートを用いた調査票の提出を受付
- 全国583の報告者がサイバーポート(調査・統計)に利用申請済
(令和6年5月31日時点)

- 令和6年2月～3月にサイバーポート(港湾管理分野)の利用に係るアンケート及びヒアリングを実施し、各システムの利用状況や今後取り組むべき課題を整理。

NACCS改修機能

サイバーポート(手続)

サイバーポート(調査・統計)

対象者

令和6年2月時点でNACCSバースウィンドウを利用している港湾管理者(17者)及び利用者※
※ 港湾管理者経由で配布のため母数不明

令和6年2月時点でサイバーポート(手続)を利用している港湾管理者(13者)及び申請者(17者)

令和6年2月時点でサイバーポート(調査・統計)を利用している港湾管理者等(188者)及び報告者(547者)

調査内容

- バースウィンドウの利用状況
- バースウィンドウの導入理由
- バースウィンドウ利用に係る課題

- サイバーポート(手続)の利用状況
- サイバーポート(手続)の導入理由
- サイバーポート(手続)利用に係る課題及び今後期待する機能や支援内容

- サイバーポート(調査・統計)の利用状況
- サイバーポート(調査・統計)の導入理由
- サイバーポート(調査・統計)の利用効果
- サイバーポート(調査・統計)利用に係る課題及び今後期待する機能や支援内容

回答者数

- アンケート:
港湾管理者13者、申請者8者
- ヒアリング:
港湾管理者7者、申請者5者

- アンケート:
港湾管理者12者、申請者8者
- ヒアリング:
港湾管理者6者、申請者7者

- アンケート:
港湾管理者等102者、報告者219者
- ヒアリング:
港湾管理者等5者、報告者9者

調査結果

✓ 当該機能を利用した運用に移行するにあたり各港湾で調整を進めている段階。

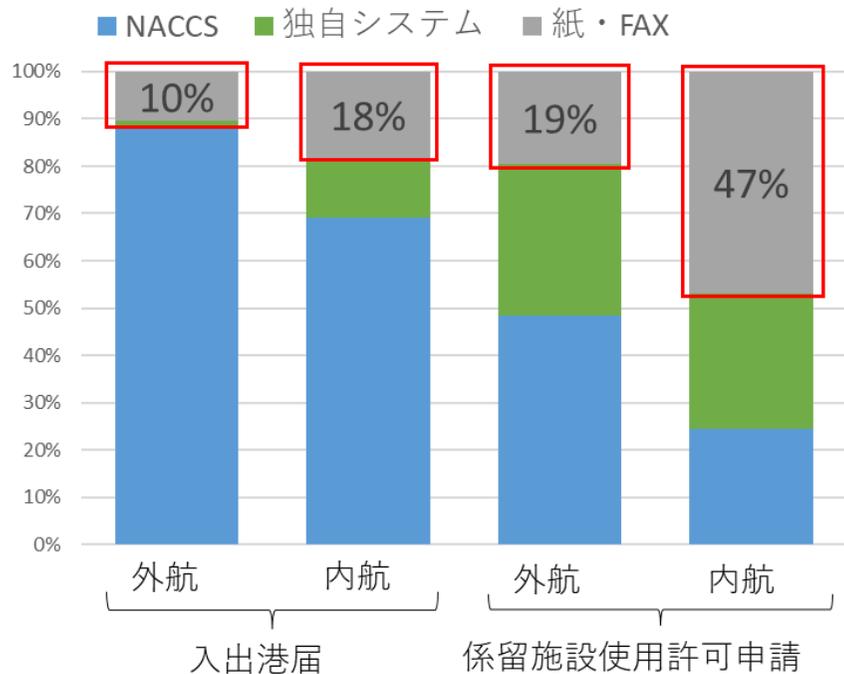
✓ 包括的な対象業務・手続の実装やNACCSとの連携、運用事例の横展開等を求める声が多い。

✓ 運用開始直後でも、サイバーポート(調査・統計)を本格的に運用している港湾管理者の半数以上、報告者の1/4以上で従前に比べて作業時間が減少。

- 入出港関連手続については未だ紙・FAXでの申請が多く、特に重要港湾や地方港湾において顕著な傾向。
- NACCS、サイバーポート(調査・統計)との連携による港湾調査業務の改善や、港湾インフラ分野との連携による施設アセットマネジメント推進の支障となるため、引き続き電子申請率の向上に向けた取組が必要。

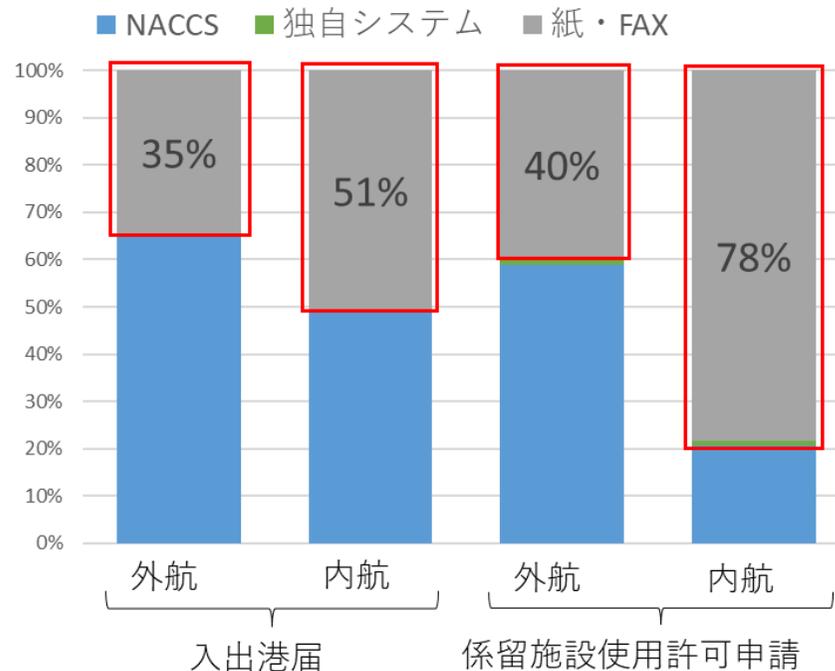
○入出港関連手続の電子化率(令和4年度時点)

国際戦略港湾+国際拠点港湾



重要港湾+地方港湾※

※関税法上の開港のみ

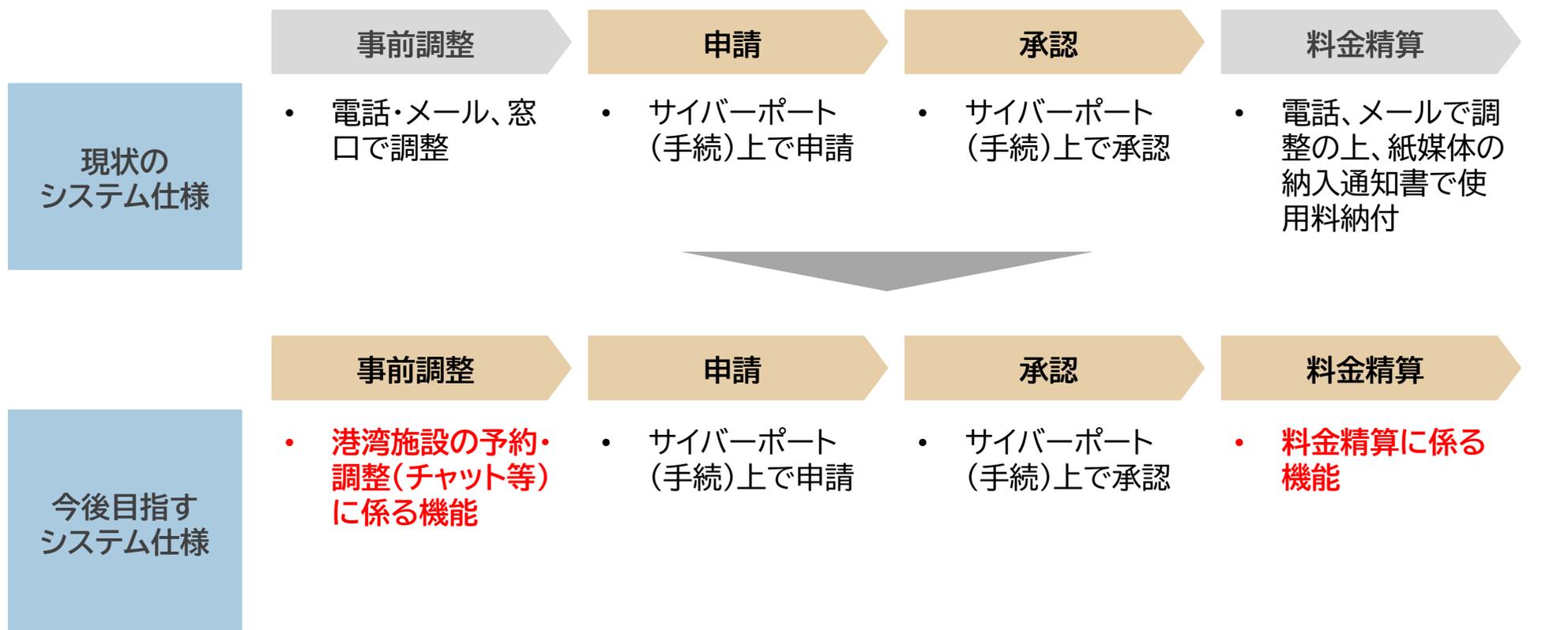


今後の対応方針

利用者の利便性向上に向け、サイバーポート(手続)上で行える業務の拡大や機能改善、利用者に対する導入支援策を実施

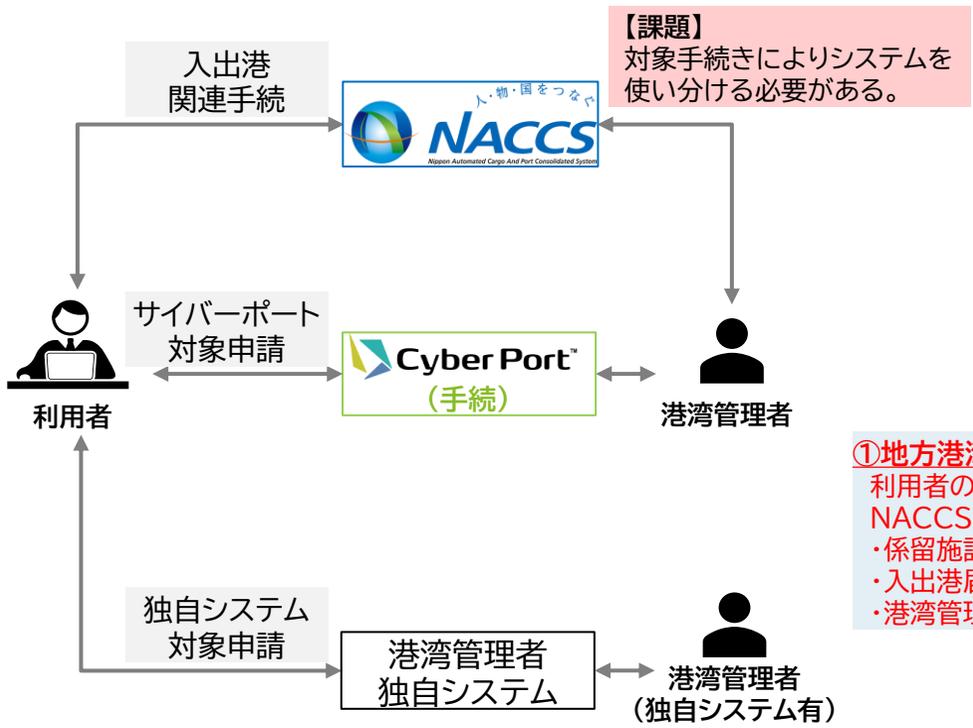
- 港灣管理者に対する各種手続をサイバーポート(手続)上で一気通貫にて行えるよう、事前調整、料金精算に係る機能などを実装予定。

<凡例>: 機能構築業務 機能未構築業務

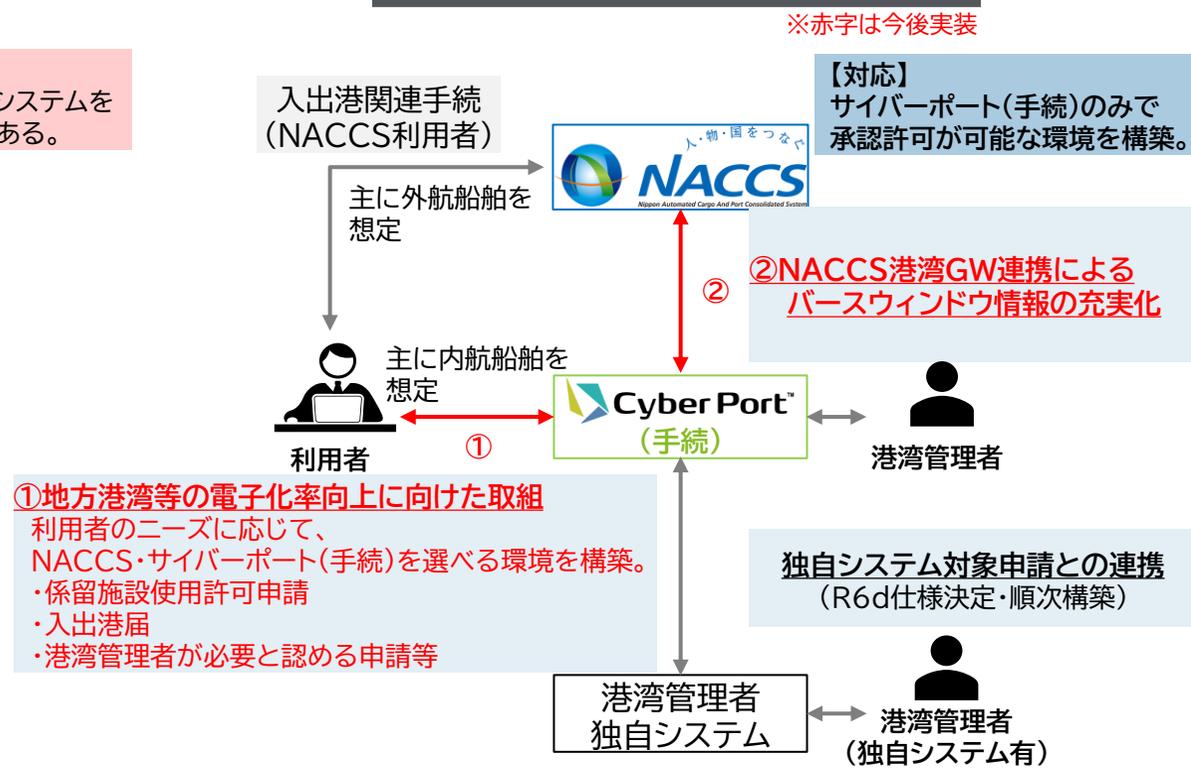


入出港関連手続の電子申請率の低さや、同じ港湾管理者に対する申請システムが複数存在していることを踏まえ、港湾管理者に対する全手続の完全電子化と、利用者のニーズに合ったシステム環境の構築に向け検討を進める。

港湾関連手続システムの現状



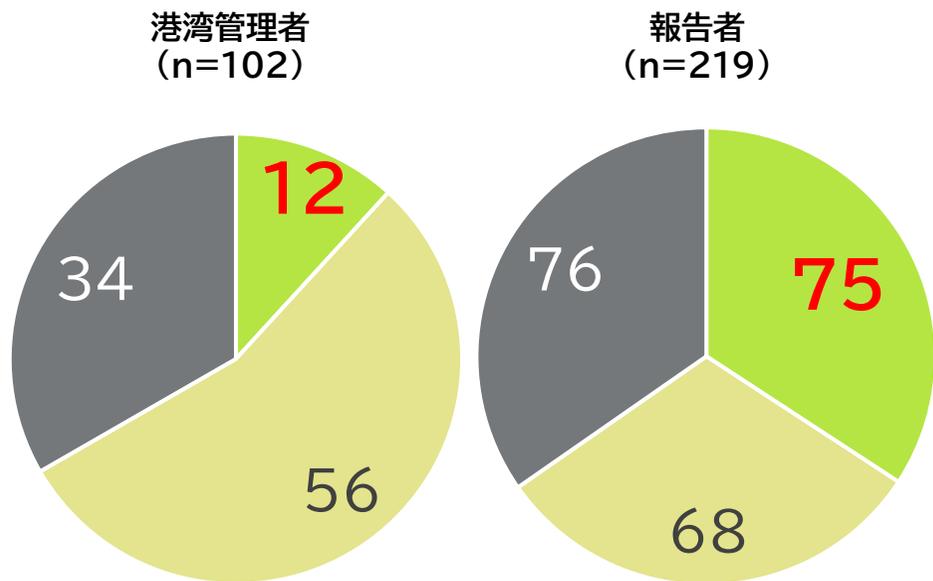
各システム間の連携による目指す姿



※赤字は今後実装

- サイバーポート(調査・統計)の利用により、調査票の受付を中心に作業時間が削減されたことを確認。
- 75の報告者がサイバーポート(調査・統計)の本格利用中(令和6年2月アンケート実施時点)。

サイバーポート(調査・統計)の利用程度

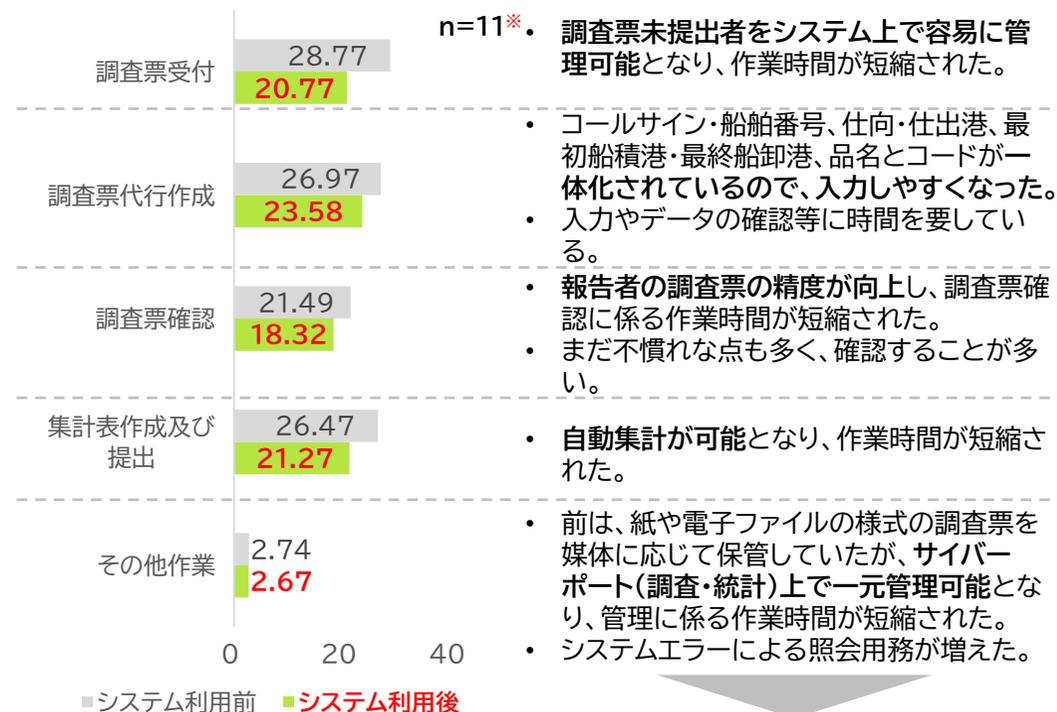


- 港湾調査の業務をサイバーポート上で本格的に行っている
- 従前の業務スキームからサイバーポート(調査・統計)へ移行中
- 現在は使用していない

サイバーポート(調査・統計)の利用効果(港湾管理者)

港湾管理者の1報告者あたりにかかる作業時間(分)
(※システム本格利用者のうち作業時間回答者を対象に集計)

作業時間に関する港湾管理者意見



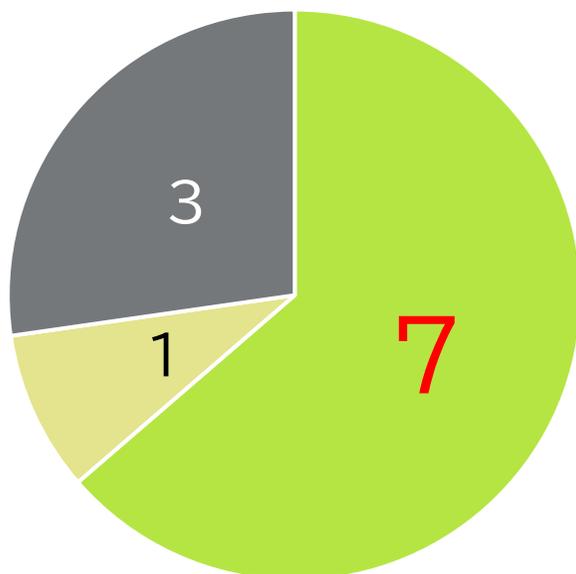
- 調査票未提出者をシステム上で容易に管理可能となり、作業時間が短縮された。
- コールサイン・船舶番号、仕向・仕出港、最初船積港・最終船卸港、品名とコードが一体化されているので、入力しやすくなった。
- 入力やデータの確認等に時間を要している。
- 報告者の調査票の精度が向上し、調査票確認に係る作業時間が短縮された。
- まだ不慣れな点も多く、確認することが多い。
- 自動集計が可能となり、作業時間が短縮された。
- 前は、紙や電子ファイルの様式の調査票を媒体に応じて保管していたが、サイバーポート(調査・統計)上で一元管理可能となり、管理に係る作業時間が短縮された。
- システムエラーによる照会業務が増えた。

- ✓ システム上で調査票未提出者が管理可能となり、作業時間が短縮された。
- ✓ システムから提出することにより報告者が作成される調査票情報の精度向上や集計作業の生産性向上から、業務効率化が確認された。
- ✓ 操作の不慣れに起因してシステム利用により作業時間が増加している者もいるが、操作に習熟することで改善が見込まれる。

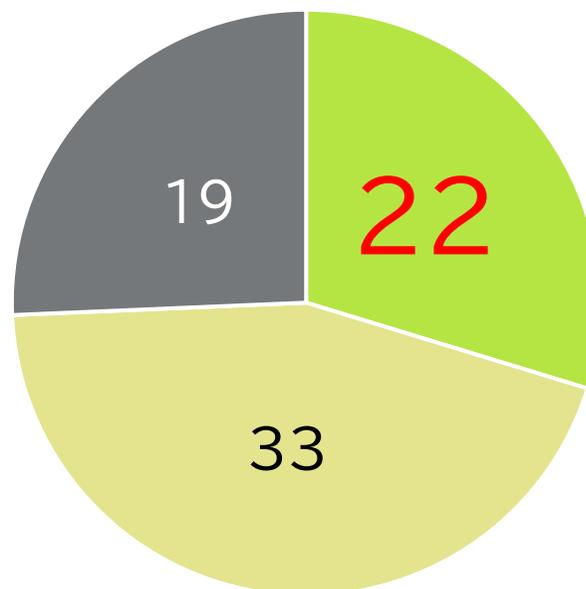
- 運用開始直後でも、サイバーポートを本格的に運用している港湾管理者の半数以上、報告者の1/4以上で従前に比べて作業時間が減少。
- 報告者のうち、NACCS連携機能を利用した者では、半数以上で従前に比べて作業時間が減少。

システム利用前後における作業時間変化の状況(組織数) (※システム本格利用者のうち作業時間回答者を対象に集計)

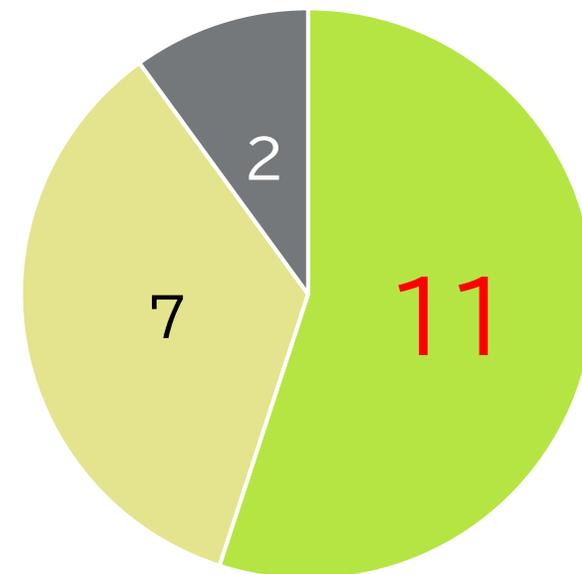
港湾調査業務にかかる時間の変化
(港湾管理者等)



調査票報告にかかる時間の変化
(報告者)



調査票報告にかかる時間の変化
(NACCS連携機能利用報告者)



■ 減った ■ 変化無し ■ 増えた

- サイバーポート(調査・統計)は多くの報告者が利用中。要望等も踏まえながら引き続き利便性向上に向けた機能改修、データ利活用による港湾EBPMの推進に向けた対応、運用事例の展開などを予定。

今後の対応方針

港湾調査データの利活用に係る方策、対象統計調査の拡大や継続した利用者への導入支援を実施

現状

- ✓ サイバーポート(調査・統計)に調査票情報等を一元的に永年保存する方針で港湾調査計画を変更
- ✓ 令和5年度時点で構築した甲種港湾調査の機能において、多くの者が運用を開始
- ✓ サイバーポート(調査・統計)を構築し、甲種港湾における港湾調査の電子化
- ✓ 港湾管理者・報告者ともに当該システムを導入した多くの者で、業務負荷軽減の効果を確認

システム利用拡大に向けて 取り組むべき課題

- EBPMの推進やポートセールス等への活用に向けた、データ利活用機会の創出
- データを活用した、港湾に関する教育機会の創出
- サイバーポート(調査・統計)で対応する港湾調査の拡大
- 導入事例を整理し、システムをまだ利用していない者に向けて、参考として展開

今後の展望

データ利活用

- データ利活用機能を構築し、業務の高度化を支援

港湾の啓発活動

- 教育機関や研究機関等とも連携し、港湾に関する教育機会を提供

対象統計調査の拡大

- 乙種港湾調査(令和7年1月実装予定)、流動調査(令和9年度以降実装予定)に係る機能構築

運用事例の展開

- サイバーポート(調査・統計)を利用した運用について整理し、同等の規模の他港湾に事例を横展開

- 「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方委員会 最終とりまとめ(概要)」(令和6年2月16日)の基本的な取組方針を踏まえ、サイバーポート上のデータ利活用の仕組み・あり方を検討していく。

新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会 最終とりまとめ (概要)

令和6年2月16日

検討の背景

- 国際基幹航路が我が国港湾へ寄港することは、我が国に立地する企業の国際物流に係るリードタイムの短縮のみならず、経済安全保障を確保していくためにも重要。
- 新型コロナの影響による世界的な物流混乱を受け、我が国からの輸出において、他国の港湾を経由した場合のリードタイムが大幅に増加。この経験も踏まえ、我が国企業のサプライチェーンの強靱化に資する国際基幹航路の維持・拡大は喫緊の課題。
- 令和5年2月に「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」を設置し、国際海上コンテナ物流を取り巻く情勢変化を踏まえ、今後の政策目標や新たな戦略等を検討。令和6年度から概ね5年間程度で取り組むべき施策の方向性をとりまとめ。

政策目標

国際コンテナ戦略港湾において、北米・欧州航路をはじめ、中南米・アフリカ等**多方面・多頻度の直航サービスを充実**させることで、**我が国のサプライチェーンの強靱化**を図り、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献する。

※直航サービスの充実に向けて、荷主の利便性向上の観点も踏まえ、優先順位やターゲットとする貨物を明確化した上で取り組む

今後の取組の方向性

基本的な取組方針

- 「集貨」「創貨」「競争力強化」の三本柱の取組を引き続き強力に推進。
- 国際基幹航路の維持・拡大に関する国・港湾管理者・港湾運営会社等と荷主との連携・協力体制を構築。
- 物流の2024年問題、労働力不足、脱炭素、サイバー攻撃への対応等を踏まえ、DX、GXを加速するとともに情報セキュリティ対策を強化。
- 各種データの充実や、データ収集・分析の取組を強化。

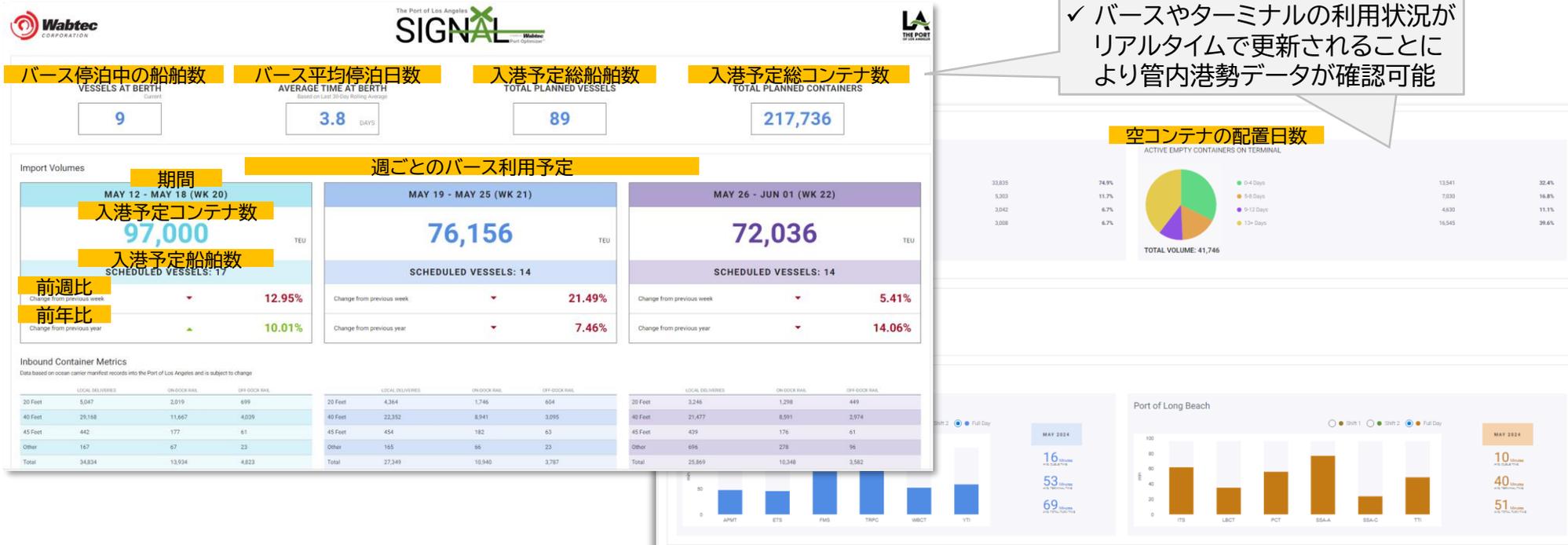
主な施策

- | | | | |
|-----------|---|--------------|--|
| 集貨 | <ul style="list-style-type: none"> ● 他のアジア主要港との競争が可能な北米・中南米地域向けの貨物を中心とした、東南アジア等からの広域集貨に向けた輸送ルートの構築 ● 円滑な積替機能の確保による効率的な集貨に向けた、コンテナターミナルの一体利用の推進 ● 物流の2024年問題を踏まえた、内航フェリー・RORO航路や海上コンテナ専用列車(ブロックトレイン)等の多様な輸送モードの活用 | 競争力強化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 船舶の大型化・積替円滑化等に対応した大水深・大規模コンテナターミナルの形成 ● 国の主導による生産性向上と労働環境改善に資する荷役機械等の技術開発及び実装等によるDXの推進 ● 荷役機械のFC化等のコンテナターミナルの脱炭素化やLNG・次世代燃料バンキングへの対応等によるGXの推進 ● 国内地方港との更なる連携・海外港湾への運営参画等による港湾運営会社の集貨ネットワークの構築・経営基盤の強化 |
| 創貨 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国際トランシップ貨物にも対応した、流通加工・再混載等の複合機能を有する物流施設の立地支援及び物流手続きの円滑化 | | |

- サイバーポート(港湾管理分野)に蓄積されたデータを活用し、政策検討に係る基礎資料の作成が可能となるような機能の構築に向けた検討を推進する。
- 各地方整備局や港湾管理者が数回のクリックで管内港勢データを出力可能な機能や、データに基づく港湾政策立案などの支援機能を想定。
- 政策の立案/実行/評価/改善のPDCAサイクルを短期間で回すことで、施策展開の強力な推進を後押し。

サイバーポート(港湾管理分野)で蓄積するデータの利活用イメージ (各港湾の施策検討に係る資料作成)

参考事例:ロサンゼルス港の管内港勢データ可視化



✓ バースやターミナルの利用状況がリアルタイムで更新されることにより管内港勢データが確認可能

港湾行政手続の電子化

調査・統計業務の効率化

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～	
港湾行政手続の電子化	NACCS改修機能	バースウィンドウ機能等の構築								
	サイバーポート(手続)	システム構築	港湾関連手続独自システムとの連携機能構築 対象業務の拡大 運用開始	機能拡大に向けた対応 港湾施設の予約・調整や利用料金に係る機能構築		使用料徴収開始 港湾管理者のみ対象 (申請者は令和9年度以降も無料で使用可能)				
調査・統計業務の効率化	港湾調査・データ利活用	システム構築	港湾統計独自システムとの連携機能構築 他分野との連携、乙種港湾調査票作成機能等	データ利活用機能構築	データの利活用 物流分野、インフラ分野とのデータ連携による、港湾施設アセットマネジメントなどへの活用 港湾領域の啓発活動 既存のデータ分析PFとの連携を通じた、港湾の啓発活動の展開					
	サイバーポート(調査・統計)	流動調査	ユニットロード貨物	設計	開発・テスト	試験運用	実査	運用保守		
			コンテナ貨物	設計	開発・テスト	試験運用	実査	運用保守		
			バルク貨物		設計	開発・テスト	試験運用	実査	運用保守	

